



議会だより

Vol. 5

伊那市議会事務局
TEL 0265-96-8149
FAX 0265-76-9117
E-mail gk@inacity.jp

今月から毎月発行します

特集1 伊那市議会のしくみ
特集2 伊那市議会政治倫理

(ご意見をお寄せください)

3月定例市議会の報告
・今定例会で議決された議案の一部を紹介します
・3月定例市議会一般質問から
一部を紹介します
伊那市議会3月定例会は2月26日から3月15日までの会期で開かれ、初日に47議案と請願・陳情3件、議員提出3議案、4日目に4議案と最終日に議員提出1議案が追加提案され審議を行いました。

今定例会で議決された議案の一部を紹介します。

(条例案件)

◆伊那市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法の一部改正により、政務調査費の対象範囲を拡大し、併せて名称を政務活動費に改めるためのものです。

◆伊那市税条例の一部を改正する条例

大規模災害に備えて地方が実施する緊急防災・減災事業の財源確保を図るための地方税臨時特別法の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

◆伊那市環境保全条例の一部を改正する条例

地下水等の水資源を地域共通の財産として、合理的な利用を図るため、所要の改正を行つものです。

◆伊那市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

中学生の通院費無料化の実施と、障害者自立支援法の名称変更に伴い、所要の改正を行つものです。

◆伊那市農業公園条例の一部を改正する条例

みはらしファームの木曽馬牧場を廃止するためのものです。

(請願・陳情)

◆長野地方裁判所支部における労働裁判の開設に関する請願

結果 採択

◆生活保護基準の見直しに関する陳情

結果 不採択

◆伊那市に県立科短大設置を求める陳情

結果 趣旨採択

(議員提出議案)

◆長野地方裁判所支部における労働審判の開設を求める意見書の提出について

結果 趣旨採択



特集2 伊那市議会政治倫理条例の制定へ ご意見をお寄せください

市民から信頼される議員と議会、開かれた市政のために

議員の政治倫理基準

この条例は、議員が市民と信頼に値する政治倫理を確立するため、議員が遵守すべき政治倫理基準などを定め、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とします。

※議員の責務としての説明責任、また市民の責務について明記すべきとの意見もあります。

議員は、次のような政治倫理基準を遵守しなくてはなりません。

- 一、品位と名誉を損なう行為を慎み、不正の疑惑を持たれる行為をしないこと。
- 二、市が行う請負契約・許認可などで、特定のものに有利な取り扱いをしないこと。

兼業などの報告義務

職員の採用などでは推薦も紹介もしないことや、いかなる金品も授受しないことなどを明記すべきとの意見もあります。

議員自ら、もしくは配偶者が事業を営んでいる場合、または法人などの役員をしている場合は、地方自治法第92条の規定などにより、市との請負、委託、物品納入などの契約を締結するよう努めなければなりません。

市民の審査請求権

市民は、議員に政治倫理基準に違反する行為があると認められるときは、〇〇名以上の連署をもって、議長に対し審査の請求を行なうことができます。

※審査請求に必要な市民の連署数については、50人とする意見や、人口比とする意見

ご意見をお寄せください

ご意見は文書で、伊那市役所議会事務局

郵送 〒396-8617 伊那市下新田3050番地

FAX 76-9117

E-mail gkj@inacity.jp

の、いずれかの方法で住所、氏名、連絡先を明記の上、お送りください。ご意見お待ちしております。

特集1 伊那市議会のしくみ



自治は「市民が主役」です

主権在民



- ・市長と議員(議会)は、共に市民が直接選んだ市民の代表です。(二元代表制)
 - ・両者は、並立対等の立場にあり、相互に抑制し合いながら、かつ均衡のとれた形で市政を運営する責任があります。
 - ・よりよい伊那市のために力を合わせ、行き過ぎがあれば相互に指摘し合い、市民の負託に応えます。
- 例えば、議会は市長に対し、不信任議決をすることができ、市長は、議会を解散することができます。

市長の役割

- ・市政運営に必要な条例や予算を提案します。
- ・重要な契約や財産の取得(処分)の承認を求めます。
- ・決算の認定を求めます。

議会の役割



委員会の構成

常任委員会		議会運営委員会	特別委員会 (設置は必要に応じて議会の議決で置きます)			
総務委員会	社会委員会		経済建設委員会	議会改革特別委員会	道路・交通対策特別委員会	環境・エネルギー問題特別委員会
・総務、企画情報、財政、防災、教育、スポーツ振興、監査など。	・市民生活、生活環境、税務、社会福祉、高齢者福祉、選挙、監査など。	・農林、商工、観光、産業立地、建設、住宅、都市整備、上下水道など。	議会の円滑な運営のため、問題となる課題を協議。また、開催日程の調整、本会議の進行を確認します。	議会の透明性を高め、市政に民意が反映されるよう議会改革を行います。	市民の望む道路整備・交通対策について研究し報告します。また、国県への要望活動を行います。	段階的に原発依存から脱却するため、エネルギーの地盤地消について研究し報告します。

・その他に、全員協議会、議員懇談会、会派代表者会が開催されます。

・上記委員会に所属する議員は、インターネットにて「伊那市:伊那市議会の紹介」で検索するとご覧いただけます。
(伊那市公式ホームページ <http://www.inacity.jp/> からもご覧いただけます。)